

# 口大野区地区防災計画 (簡易版)



区民のみなさん、あなたがテレビを見ているとテロップで  
当地域に関する気象警報が流れました。  
さて、あなたはどうしますか？

口大野区  
令和3年1月策定

# 目 次

はじめに .....	1
第1 気象警報の発表があった！ .....	2
第2 地震を感じた！ .....	4
第3 何を持って避難するの？ .....	5
第4 避難行動等について .....	6
土砂災害特別区域及び警戒区域図（□大野区） .....	9
浸水想定図（□大野区） .....	10
ため池安心安全マップ（十二社奥池・□池） .....	11
（三坂奥池・□池） .....	12
□大野区タイムライン .....	13



# はじめに

「災害は、忘れた頃にやってくる」とよく言われます。

地区防災計画を活用して、いざというときに効果的な防災活動ができるようにすることが重要であるとのことから、令和3年1月に〇大野区地区防災計画書を策定し、同年3月に京丹後市防災会議にて承認をいただきました。

この地区防災計画書は、〇大野区規約第4条第2号の目的を達成するために策定する計画であり、区民の安心安全を確保し地域コミュニティにおける、地域防災力の向上と発展を図るための指針とするものです。

今回、この地区防災計画書から区民皆様に特に関係する部分として、危険レベルに応じた区民皆様や避難所等での行動等についての記載箇所を抜粋し、地区防災計画書の簡易版を作成し全戸に配布することといたしました。

今後、区民の防災力の向上のみならず、地域のきずなの大切さと自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識され、災害に強いまちづくりに寄与することを期待します。

令和3年7月

〇大野区長 西村誠志郎

# 第1 気象警報の発表があった！

## 1 気象情報の種類は何ですか？

(1) 警報 大雨、洪水、大雪暴風、暴風雨(雪)

(2) 注意報 大雨、洪水、大雪、雷、強風、風雪、波浪、高潮

(3) その他 台風、大地震

\* 高潮・波浪等の気象情報は、当区には関係ありません。

\* 警報基準をはるかに超える警報気象が予想され、重大な災害が発生する恐れが著しく高い場合、**特別警報**が発令されます。

## 2 警報レベルは防災行政無線等で連絡がありましたか？

★警戒レベル3 (高齢者等避難)

高齢者や障害のある人は、危険な場所から避難します。

★警戒レベル4 (避難指示)

(避難勧告は廃止されました。)

危険な場所から全員避難します。

\* □大野区は、警戒レベル3により地区避難所を開設します。

## 3 地区内の土砂災害特別区域または警戒区域にお住まいの方ですか？

あなたは、地区内の土砂災害特別区域または警戒区域などにお住まいの方ですか？

【危険区域等】

駅前山林周辺(昭和町内)、荒神山周辺(劔鋒町内)、芋谷周辺(万歳町内)、旭ヶ丘周辺(万歳町内)、大野神社山崖周辺地域(万歳・劔鋒・高砂・明治町内)



4 ★警戒レベル3 の発令時において前記3にお住いの方ですか？

「はい」の場合

「いいえ」の場合

「避難開始」

至急、地区避難所または指定緊急避難場所に避難を開始。

- ①地区避難所  
□大野地区公民館
- ②指定緊急避難場所  
大宮中学校体育館  
大宮第一小学校体育館
- ③福祉避難場所  
大宮こども園  
大宮北保育所

「避難待機」

警戒レベル4に備え、避難準備を開始し待機します。警戒レベル4の避難指示があれば直ちに、指定緊急避難場所に避難を開始。

- ①指定緊急避難場所  
大宮中学校体育館  
大宮第一小学校体育館
- ②福祉避難場所  
大宮こども園  
大宮北保育所

注 意

地区防災計画では、口大野地区避難所を次の基準により設置します。

- (1) 市が警戒レベル3以上の情報を発令したとき。
- (2) 区長と町内会長が協議し地区避難所開設の必要性を認めたとき。

※地区避難所が開設された場合、地区役員は直ちに区事務所に参集し、地区避難所の開設運営等の業務を担当します。



## 第2 地震を感じた！

地震に遭遇した!(覚知)

当市における地震は、震度5弱以上でしたか？

「はい」の場合



### 「避難開始」

火の元などを確認し、指定緊急避難場所または地区避難所に避難してください。

- ①地区避難所  
□大野地区公民館
- ②指定緊急避難場所  
大宮中学校体育館  
大宮第一小学校体育館
- ③福祉避難場所  
大宮こども園  
大宮北保育所

「いいえ」の場合



### 「待機」

防災行政無線等で指定緊急避難場所の開設放送がありましたら、火の元などを確認してから指定緊急避難場所に避難してください。

- ①指定緊急避難場所  
大宮中学校体育館  
大宮第一小学校体育館
- ②福祉避難場所  
大宮こども園  
大宮北保育所

※震度5以上の地震を覚知した場合、地区役員は直ちに地区避難所開設運営等の業務を担当します。





## 第3 何を持って避難するの？

避難する区民や避難所運営に当たる地区役員は、3日間程度の食糧等を確保する必要があります。最低、下記のような物を常に準備し、避難時に携行しましょう！

携行品	留意事項
リュック等	背負うリュック（手を開けることが可能なもの）
筆記具等	鉛筆、2色以上のボールペンなど
懐中電灯等	小型LEDタイプなど（100円ショップの製品など）
電池・充電器等	懐中電灯用交換電池、携帯電話充電器など
水（水筒）	ペットボトル可能（空いたら補充できるもの）
簡易食糧	9食分程度（チョコレート、クッキー、カップ麺など）
タオル等	タオル、ハンカチ、ポケットティッシュなど
笛	ホイッスルなど（100円ショップの製品等）
マスク・薬品	医師からの処方薬、マスク、目薬、胃腸薬など
手袋・ヤッケ等	帽子、軍手、ヤッケ、使い捨てカイロなど
現金等	現金（小銭含む）、通帳印鑑など
保険証等	健康保険証、診察券、処方のある薬など



## 第4 避難行動等について

### 1 避難情報（警戒レベル）

#### （1）警戒レベル3（高齢者等避難）

避難に時間を要する高齢者や障害のある方は非常持出品を持って避難を開始します。

高齢者等以外の方も避難準備を行うほか、危険を感じたら自主的に避難します。

#### （2）警戒レベル4（避難指示）

火の始末と戸締りを行い、非常持出品を持って隣近所で声を掛け助け合い、直ちに指定緊急避難場所である（大宮中学校体育館・大宮第一小学校体育館）に避難を開始します。なお、これまでの避難勧告は避難指示に一本化されました。

#### （3）警戒レベル5（緊急安全確保）

災害が発生・切迫し、避難場所へ避難が安全にできず命が危険な状況であり、直ちに身の安全確保を呼び掛ける場合、警戒レベル5が発令されます。直ちに命を守る行動を開始してください。

### 2 避難伝達方法

避難伝達方法は、原則市が行う防災行政無線、ケーブルTV等によるほか、必要に応じて市防災行政無線の「防災京丹後市〇大野区」を用いて区民へ伝達します。

### 3 地区避難所

#### （1）地区避難所とは

地区の責任において開設する地区避難所は、〇大野地区公民館および〇大野城址会館とします。なお地区避難所の避難者受け入れは下記の①②を基本としています。



地区避難所が使用不能や定員を超える多くの避難者があつた場合は、地区避難所の避難者は指定緊急避難場所に移ることとします。

①□大野地区公民館：一般避難者用避難所（収容人数最大 75 人）

②□大野城址会館：体調不良者専用避難施設（収容人数最大 25 人）

\* 上記の収容人数は畳 1 畳を一人分とし、隣人との間隔を 1 m とした場合で算出しています。

\* コロナウイルス感染症防止対策における避難所開設時の市の指導は、2 m 間隔を推奨しています。

## （2）地区役員の業務

区長は、市が発令する警戒レベル 3（高齢者等避難）情報及び市内で震度 5 以上の地震覚知を基準とし、地区避難所（地区公民館、城址会館）を開設するほか、町内会長等の地区役員と協議し必要に応じて地区避難所を開設します。

区長、町内会長、事務職員等、審議員、監査員、公民館長・主事、自主防災会長等が地区避難所開設に当たり行う業務等は、概ね次のとおりです。

- ①速やかに□大野区事務所に自主参集
- ②参集する時点で自らが確認した被害状況の報告
- ③地区内での火災状況の把握（有無）
- ④参集した地区役員における統率と指揮命令系統の確認
- ⑤市が行う避難情報等の把握（京丹後市防災行政無線情報等）
- ⑥地区避難所開設と運営準備
- ⑦地区避難者の受付と整理
- ⑧地区避難所の運営
- ⑨区民へ自主防災組織の応援依頼（火災が発生している場合等）

## （3）避難者の受入れ

地区避難所への受入れは、原則当地区の土砂災害特別警戒区域または警戒区域（駅前山林周辺、荒神山周辺、芋谷周辺、旭ヶ丘周辺、大野神社周辺）にお住まいの方で、高齢者や障害のある方等を優先的に受け入れるものとします。

地区避難所は施設定員がありますので、その他の方は市が開設する指定緊急避難場所（大宮中学校体育館、大宮第一小学校体育館） 福祉避難所（大宮こども園、大宮北保育所）へ避難するようにお願いします。

#### （４）避難者の緊急指定避難場所への移送

市が開設する指定緊急避難場所へ移送が必要な場合、通常手段で移送できない区民については、関係防災機関に要請のうえ指示に基づき移送するものとします。

#### （５）避難誘導の方法

地区避難所までの避難は各自での避難を原則とします。地区避難所が定員に達した場合、指定緊急避難場所までの避難誘導に当たっては、区長からの関係防災機関へ要請し、警察官、消防団員等の指示により避難するものとします。

ただし災害の態様に応じて区長の指示により、地区役員等が誘導整理を行うこととします。

#### （６）テントの仮設及び車両での避難

地区避難所が使用不能あるいは避難者が収容しきれなくなった場合は、区長指示により公民館前グラウンドでテント仮設の避難所や車両での避難等を行うほか、許可のあった市所有施設等に誘導するなどの措置をとることとします。

#### （７）地区避難所での飲食

避難者の飲食等は、避難者自らが持参した飲食物の消費を原則とするが、避難生活が数十時間や数日に及ぶ場合は食事の確保が必要になるため、区長は地区役員や市民局長と協議し、地区避難所の飲食物の確保に当たります。



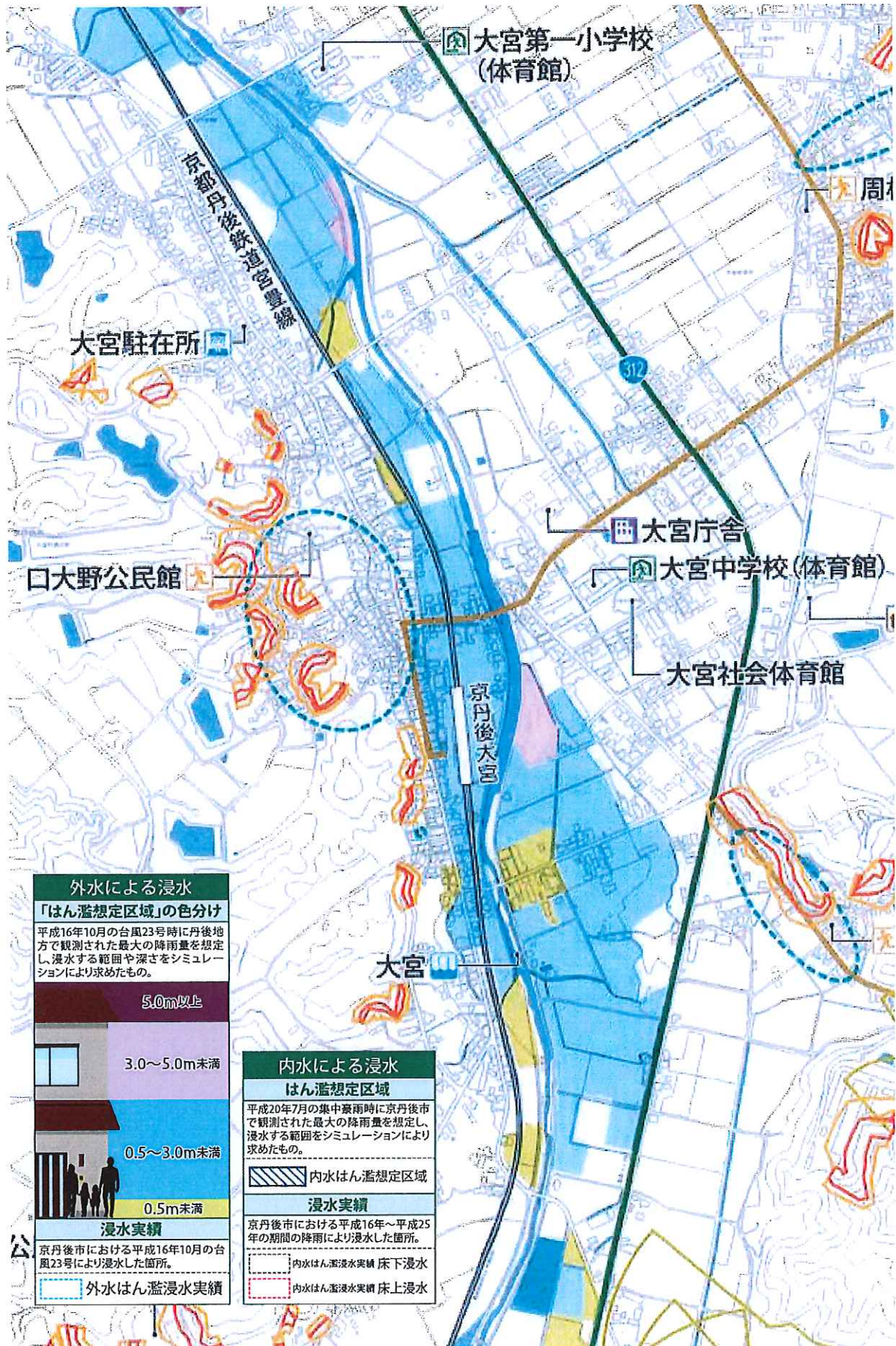


# 土砂災害特別警戒区域及び警戒区域図（口大野区）





# 浸水想定図（口大野区）



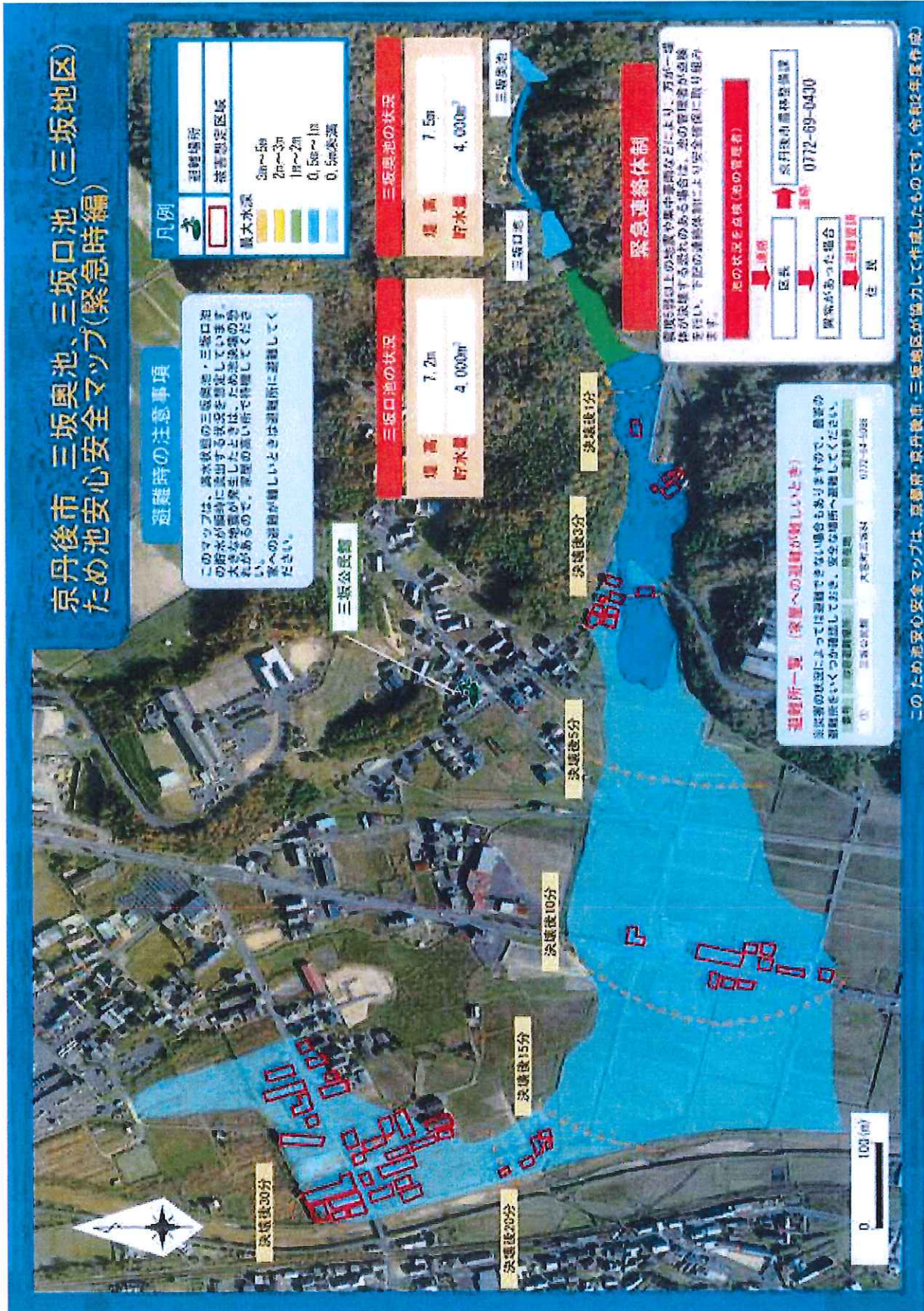


# ため池安心安全マップ（十二社奥池・口池）





# ため池安心安全マップ（三坂口池・奥池）







# 口大野区タイムライン

災害から身を守るために、避難を考える  
タイミングの手がかりとしてください！

(作成：口大野区・令和3年7月)



## 私たち(住民・災害時要援護者)の動き

避難場所・経路の確認、防災グッズを準備

いつでも避難行動に移れるように準備

【避難情報の入手方法】  
テレビやラジオの気象情報、緊急速報メール(エリアメール)、防災行政無線、広報車 等

災害時要援護者・早めに避難する方は、避難を開始!  
指定緊急避難場所は、大宮中学校体育館または大宮第一小学校体育館。なお、福祉避難所は大宮こども園と大宮北保育所。地区避難所は、口大野地区公民館。

直ちに、指定緊急避難場所の大宮中学校体育館または大宮第一小学校体育館へ避難を開始!(注3)

ただちに命を守る行動を!  
(注4)

## 口大野区・口大野自主防災会の動き

メディア、防災行政無線等による気象や防災情報等の確認と役員情報共有

- ①急傾斜地等の状況確認(区役員) 墓ヶ鼻、荒神山、芋谷、旭ヶ丘、大野神社周辺
- ②区内河川等の状況確認(区役員) 谷川河川、清瀬水路、堅町水路、家下水路、沖田水路、西部線水路
- \* 大規模地震時は十二社口・奥池堰堤も確認

防災行政無線、区内緊急連絡等による地区避難所等の開設と運営

- ①警戒レベル3発令と同時に地区避難所の開設
- ②地区避難所は土砂災害警戒区域区内住民を優先的に受入れる(備員時は緊急避難場所へ地区役員等が誘導し移動)
- ③体調不良者は福祉会館を体調不良者専用地区避難所とする。
- ④市民局や関係防災機関等との連絡・調整
- ⑤大規模災害時には事務所前グラウンドを一時的避難場所として利用し、満員(満杯)時は区役員誘導等で指定緊急避難場所へ移動

地区避難所等の開設と運営並びに地区内被害状況の把握

- ①地区避難所の運営
- ②地区内被害情報の把握(確認と報告は自主防災組織との役割を分担)と関係防災機関への報告
- ③地区避難所が満員時は、事務所前グラウンド内で車両避難や簡易テント避難を認める。さらに隣接市有施設を避難所として開放要請を実施

(注1) 気象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・専保によって異なります。  
 (注2) 気象状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の発令を早める、もしくは避難指示(緊急)を発令する場合があります。  
 (注3) すでに避難経路が浸水していたり、夜間でも十分な視界が確保できない場合は、無理な避難を避け、自宅の2階といった高い場所へ垂直避難を行いましょう。  
 (注4) 生命を守るための最速の行動をとってください。

〒629-2501  
京丹後市大宮町大野 889

**認可地縁団体 大野区**

TEL 0772-64-2137

発行責任者：大野区防災会議